

豊殿の家

指定小規模多機能型居宅介護事業運営規程 指定介護予防小規模多機能型居宅介護運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ジェイエー長野会が開設する小規模多機能型居宅介護事業所豊殿の家（以下「事業所」という。）が行う、小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態または要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者の職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の心身の特性や希望を踏まえて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスの提供をすることにより、生活機能の維持又は向上に努める。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称、所在地)

第3条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 豊殿の家
- (2) 所在地 長野県上田市芳田1192-1

(職員等の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数並びに職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員1名 本体事業所と兼務）
職員等の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、職員に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 1名（常勤1名 介護職員と兼務）
事業所サービスの立案及び自立支援を行う。
- (3) 介護職員 4名（常勤1名以上）
利用者の心身の状態等を的確に把握し、入浴、排せつ、食事等の日常生活に必要な介護を行う。
- (4) 看護職員 0名（本体事業所に1名配置）
利用者の健康状態を的確に把握するとともに、療養上の看護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 0名以上
利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 管理栄養士 0名
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。

- (7) 歯科衛生士 0名
口腔機能向上を目的として、口腔清掃の指導・訓練を行う。
- (8) 調理員 2名（または）業務委託
給食業務を行う。
- (9) 運転手 0名
利用者の送迎を行う。
- (10) 事務職員 0名以上
会計、経理、その他事業所の管理を行う。

（内容及び手続きの説明と同意）

第5条 事業所は、サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者又はその家族の同意を得ることとする。

（受給資格等の確認）

第6条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証等によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、同意見に配慮してサービスを提供するよう努める。

（サービス計画の作成）

第7条 事業所は、利用者についての解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉サービスの目標及びサービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ事業所サービス計画を作成する。

2 事業所は、必要に応じて事業所サービス計画を変更する。

3 事業所は、事業所サービス計画を利用者に説明し、同意を得る。

（営業日及び営業時間）

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分とする。
- (3) サービス提供時間
 - 訪問サービス 24時間
 - 通いサービス 午前7時から午後7時まで
 - 宿泊サービス 午後7時から午前9時まで

（登録定員及び利用定員）

第9条 事業所における利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 18名
- (2) 通いサービス 12名
- (3) 宿泊サービス 6名

（事業所サービスの内容）

第10条 事業所サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行

う。

- (1) 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練、送迎を行う。
- (2) 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練、送迎を行う。
- (3) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- (4) 相談、援助等 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する助言、申請代行等を行う。

2 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(利用料その他の費用の額)

第 11 条 本事業所の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については別に利用料の支払を受ける。

- (1) 食 費 別に定める額
- (2) 理美容代 業者が提示する額
- (3) レクリエーション、行事参加など 実費
- (4) 前各号に掲げるものの他、施設介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要なものに係る費用であって、その利用者が負担させることが適当と認められる費用 実費

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

0km～10km 未満 1 0 0 円、 10km～20km 未満 2 0 0 円

3 前項の支払いを受ける場合には、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用の説明を行い、文書により利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施区域)

第 12 条 通常の指定通所介護事業の実施地域は、上田市の区域とする。

(記録の整備)

第 13 条 事業所は、利用者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 利用者へのサービスの提供に関する計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 事業所は、設備、職員、並びに会計に関する記録を整備し、その完結した日から 5 年間保存しておかなければならない。

(身体拘束その他行動制限)

第14条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、サービス提供記録にその内容を記載する。

2 事業所が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分な説明を行う。この場合、施設は事前、又は事後速やかに利用者の法定代理人、任意後見人、利用者代理人もしくは家族に十分説明し、同意を得る。またサービスの提供記録にその内容を記載する。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に向けた体制等)

第15条 事業所は、虐待発生の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。また管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回)に実施する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告する。

(秘密の保持等)

第16条 事業所は、事業所サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

2 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、正当な理由なく、利用者、その家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。

4 事業所は、利用者に関わる他の居宅介護支援施設等との連携を図るなど正当な理由がある場合、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書にて利用者の同意を得る。

(協力病院)

第17条 事業所は、入院等の治療を必要とする利用者のために、予め協力病院を定める。

(衛生管理等)

第18条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる必要な措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（掲 示）

- 第19条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、そのサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
- 2 なお、重要事項に関する書面を施設に備え付け、かつ、関係者がいつでも自由に閲覧できる状態とすることで、掲示の代わりとすることも可能とする。

（苦情対応等）

- 第20条 事業所は、事業所サービスに係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 提供した事業所サービスに関し、市町村、国民健康保険団体連合会から質問、調査がある場合は協力するとともに、指導、助言がある場合は必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

- 第21条 事業所は、利用者に対する事業所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに管理者、利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

（損害賠償責任）

- 第22条 事業所は、サービス提供にともない、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。ただし、利用者に故意又は重大な過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況から相当と認められたときに限り、過失割合に応じて損害賠償を減じることができるものとする。

（緊急時等における対応）

- 第23条 職員は、サービスの提供中に、利用者に病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
- 2 主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

（非常災害対策）

- 第24条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的（年2回）に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

第 25 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、職員に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（地域との連携等）

第 26 条 事業所の運営に当たっては、地元 J A 並びに地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力など地域との交流に努める。

（職員の研修）

第 27 条 事業所は、職員の資質の向上のために、事業に関する適切な研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用 3 ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 事業所は、全ての介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

3 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

（その他）

第 28 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、統括本部長と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

2 この規程の改廃は、統括本部長がこれを定める。

＜附 則＞

1. この運営規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。